

財務省告示第二百四十一号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平  
 成十六年四月二十日に発行した利付国債の発行条  
 件等を次のとおり告示する。  
 平成十六年五月十二日  
 財務大臣 谷垣 禎一

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二							
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその	の条項及びそ	の振替法の適	用等	発行方法	振替単位	発行行日	発行行価格	利率	初期利子							
利付国庫債券（二年）（第二百十九回）	財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第一〇一号）第十一條第一項	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下	成振替法」という。の規定の適用を 受けるものとし、その振替	機関は日本銀行とする。	日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）第二十四條第三項第四号に規定する郵便貯金資	金による引受け	額に引受け	千三百五十億円	五万四千九百七十三万円	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。	平成十六年四月二十日	額面金額百円につき九十九円九	十	八	銭	パーセント	平成十六年十月二十日	と、次の算式により算出した

十 十 十 十 十  
七 六 五 四 三

払 払 元 償 償 後 第  
込 場 利 還 還 の 二  
期 所 金 金 期 利 期  
日 支 額 限 子 以

平 日 額 平 利 て を 毎  
成 本 面 成 子 ` 支 年  
十 銀 金 十 支 そ の 支 四  
六 行 額 八 払 の 日 以 月  
年 四 百 年 四 う 。 前 六 各 支 十  
四 月 円 に つ き 百 月 間 に 属 す る  
二 十 日

$$\frac{\text{簿面金額} \times 0.1 \times 1}{100 \times 2}$$

す 次 そ が 金  
る 号 の 銀 額  
期 及 翌 行 支  
日 び 営 休 払  
に 第 業 業 日  
つ 十 日 に 当  
い 四 支 た だ  
て 号 に 払 る し  
同 にお ough と  
じ いて いて 下  
。 規 定 。